

# トピックス編

# 1 食品表示の適正化に向けて

## — 消費者の信頼を確保するために —

19年度は、不適切な食品表示等国民に不安を与える事案が数多く発生していることから「生活安心プロジェクト緊急に講ずる具体的な施策」（平成19年12月17日 関係閣僚会合了承）が決定され、これに基づいて「食品表示を適正化する」新たな取組を政府として推進することとなった。

九州管内においても食品表示110番受付件数が大幅に増加するなか、食品表示の監視・指導体制を強化する以下の取組を行っている。

### （原材料供給者にも J A S 法の表示を義務付け）

これまで加工食品の品質表示については製造業者等に限って義務付けられていたため、原材料供給者が原材料を偽装した場合であっても「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（J A S 法）に基づく措置を行うことができなかったが、消費者の高い関心を踏まえ、原材料供給者についても J A S 法上の表示を義務付けるよう品質表示基準が改正された。



原材料供給者の中には、J A S 法自体に馴染みのない事業者も相当数存在するため、制度の周知・啓発を図る説明会を九州管内で延べ100

業者間取引に係る熊本県内説明会(19.2.19)

### （食品表示に関する監視体制の強化）



食品表示特別Gメン辞令交付(20.4.1)

不正表示の監視取締体制強化のため、広域で重大な事案の発生に応じて機動的に調査を実施する専門チーム「食品表示特別Gメン」を全国に20名配置した。

九州管内では福岡農政事務所に3名配置し、不適正な表示の事案に迅速かつ的確に対応できる体制の整備を図った。

### （関係省庁による情報共有等）

不適正表示に関する監視を強化するため、各県の関係機関と農政事務所との間で「食品表示監視協議会」を20年4・5月に設置し、不適正な食品表示情報が寄せられた場合に、関係機関で情報共有・意見交換を行い、迅速に対応できる体制の整備を図っている。

また、こうした対応が円滑に実施されるよう管区の関係省庁間で「九州地域食品表示監視連絡会」を20年4月に設置し、情報の共有を進めている。

## 2 原油価格高騰に対する農政局の対応

### （原油価格の高騰による影響）

原油価格の上昇によりA重油の価格は、平成16年の夏以降上昇し始め、19年12月には1リットル当たり89円と、15年の価格水準（10月～12月の平均）と比べると1.9倍の水準となっている。

原油価格の高騰は、農業用A重油の価格上昇や生産資材価格上昇などを通じて、施設園芸をはじめとした広範な農業経営に大きな影響を及ぼしている。

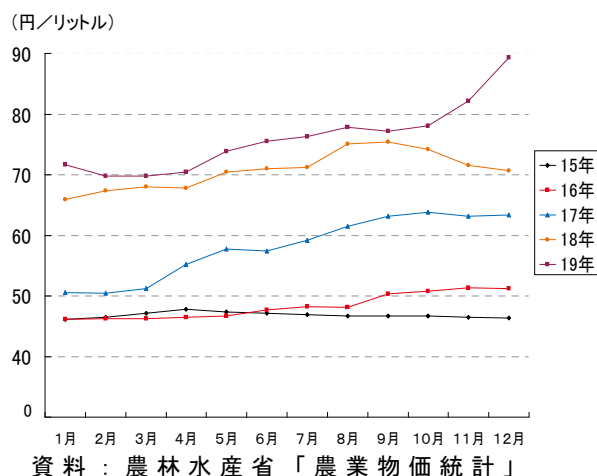
### （九州農政局の取組）

九州は温暖な気候を生かし全国の冬春野菜の供給基地として、冬春きゅうり、冬春トマトの作付けが多く、果樹でもハウスみかんが全国の54%（平成18年）を占めるなど施設園芸が盛んである。

19年度については、原油高騰に関する情報提供や農家からの相談対応の強化を図るため20年1月10日に「原油価格高騰対策相談窓口」を設置するとともに、ホームページに各種補助事業や融資制度、試験研究機関で開発された省力化技術の現地取組事例を紹介している。

また、ハウス被覆の多層化等による施設園芸の省エネルギー化や、省エネルギー型の農業機械の導入を支援する「原油価格高騰対応施設園芸省エネルギー化推進緊急対策」及び「原油価格高騰対応エネルギー型農業機械等緊急整備対策」を緊急対策として強い農業づくり交付金により実施しており、管内では、施設整備関係で27地区、農業機械整備関係で19地区において事業が実施された。

A 重油の購入価格（全国平均）



### 施設園芸における原油価格高騰への緊急支援（強い農業づくり交付金の特別メニューとして実施）



### 3 早期米作況指数、宮崎県43、鹿児島県は68

(日照不足と台風第4号による影響)

平成19年産早期水稲において、宮崎県、鹿児島県を中心に、出穂期以降（6月中旬から7月中旬まで）の長雨による日照不足や台風第4号通過後に発生したフェーン現象等の影響により、青枯れ及び白穂、乳白米等が発生したため、早期水稲の作況指数は、宮崎県が43、鹿児島県が68となった（表1）。

また、規格外米の比率（コシヒカリの検査結果、20年2月末現在）についても宮崎県で69%、鹿児島県で39%と著しい品質低下となった（表2）。



早期水稲の被害発生状況

表1 19年産水稲の作況指数

区分	作況指数	
福岡	97	
佐賀	95	
長崎	100	
熊本	100	
大分	98	
宮崎	早期	43
	普通期	99
鹿児島	早期	68
	普通期	103

資料：農林水産省「作物統計」

表2 19年産コシヒカリの等級比率(20年2月末現在)

産地	等級比率(%)			
	1等	2等	3等	規格外
福岡	31	66	2	1
佐賀	86	11	0	3
長崎	64	33	3	0
熊本	78	18	2	1
大分	63	31	4	1
宮崎	0	4	26	69
鹿児島	10	24	27	39

資料：農林水産省「平成19年度米の検査結果」

注：数値はラウンドの関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

(農林水産省の支援)

農業災害補償法に基づく農業共済事業は、収穫前に被害申告することが前提であるが、今回は、収穫以前に外見上で被害発生が確認出来ず収穫後に初めて乳白粒等被害の実態が判明するという、事前の被害申告が行われていない事例が多く発生した。

このため、今回の事例が過去に例のない特異的な事態かつ被害が広範囲であることを鑑み、被害未申告により共済金支払の対象とならなかった被災農家に対して、農業共済団体が農業共済の特別積立金を活用して次年産の営農活動に対する経済的支援を実施できるよう措置した。

また、水田経営所得安定対策における収入影響緩和対策の補てん金の算定に際して、その基礎となる出荷・販売数量について、規格外米のうち主食用に仕向けられるものを含めるよう特例措置を実施した。

## 4 地元産米の米粉ピザをコンビニエンスストアで販売

九州における米の生産量は約94万トンであり、農業産出額では肉用牛に次いで2位（平成18年 1,763億円）となっている。

年間一人当たりの消費量は61kg（18年度）と減少しており、国内でほぼ自給可能な米の消費を拡大することは食料自給率を向上させる上で大変重要な課題である。

近年、お米を製粉する技術の向上により、お米をご飯として食べること以外に、粉体化の上加工し、新たな米粉食品を作り出すことを消費拡大の一つの方法として捉え、その普及拡大を推進している。

そのようななか、熊本県立鹿本農業高校生が地域でお世話になった生産者へ恩返しをしたいとの思いから考案した米粉パン（「あんでいーくパン」「らいすカレーパン」）を、熊本に拠点を置くコンビニエンスストアが18年10月から熊本県内で販売し好評を得たことから、19年6月には九州一円での販売に拡大した。（熊本県産米の他九州産の食材を使用）

さらに19年12月には熊本城築城400年記念に因んで「ひごまる米粉ピザ」を熊本県内で販売し、各店頭にはのぼり旗が立ち、店内にはポスター、ポップ、チラシなどが賑やかに掲示され、これまでなかなか目にすることのなかった「米粉パン」の知名度アップに大変貢献した。



店内ポップと「らいすカレーパン」  
「あんでいーくパン」



販売開始当日に店頭立つ高校生



店頭チラシ

## 5 集落営農組織が引き続き増加

(集落営農数の割合が全国の5分の1)

九州における集落営農数は、20年2月1日現在2,470(全国の18.9%)となり、前回調査(19年2月1日現在)と比べ74(3.1%)増加した。うち「集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」は759となっている(表3)。

表3 集落営農実態調査による集落営農数

(単位:集落営農)

	19年 ①	20年		前年から の増減 ③=②-①	増減率 (%) ③/①
		②	うち集落内の営農 を一括管理・運営 している集落営農		
福岡県	685	643	113	▲42	▲6.1
佐賀県	684	673	433	▲11	▲1.6
長崎県	91	89	18	▲2	▲2.2
熊本県	380	449	127	69	18.2
大分県	385	426	55	41	10.6
宮崎県	80	90	8	10	12.5
鹿児島県	91	100	5	9	9.9
九州計	2,396	2,470	759	74	3.1
全国計	12,095	13,062	3,505	967	8.0

資料:農林水産省統計部及び九州農政局調べ(各年2月1日現在)

(北部九州地域で多くの集落営農組織が水田経営所得安定対策に加入)

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び大分県で、集落営農組織による19年産水田経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)への加入が多くなった(表4)。

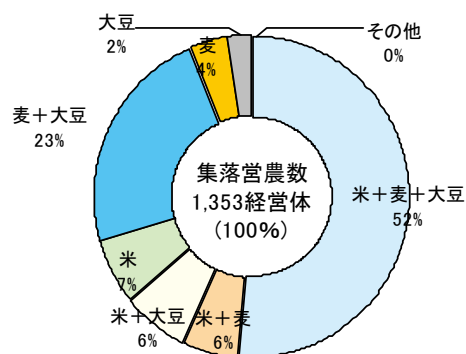
表4 19年産水田経営所得安定対策に加入している集落営農数

(単位:経営体)

	計	品目組合せ別集落営農数									
		特定農業団体	準ずる組織	米+麦+大豆	米+麦	米+大豆	米のみ	麦+大豆	麦のみ	大豆のみ	その他
福岡県	385	22	363	139	22	9	3	164	30	17	1
佐賀県	473	11	462	411	5	5	0	48	0	4	0
長崎県	54	54	0	8	6	3	14	14	6	3	0
熊本県	306	1	305	124	42	63	67	5	4	1	0
大分県	124	88	36	12	7	2	4	81	13	5	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	11	5	6	0	0	5	3	0	0	3	0
九州計	1,353	181	1,172	694	82	87	91	312	53	33	1
全国計	5,386	1,696	3,690	1,245	701	1,082	750	684	550	355	19

資料:農林水産省経営局及び九州農政局調べ(平成19年12月13日現在)

19年産水田経営所得安定対策に加入している集落営農組織の品目組合せ別の割合(九州)



加入した集落営農組織の品目組合せ別の経営内容では、米・麦・大豆を一体的に行っている組織が52%で最も多く、米・麦、米・大豆、米のみの組織を併せると、米を含んでいる組織は全体の71%ある。一方で、麦・大豆、麦のみ、大豆のみの米を含まない組織が全体の29%あり、土地利用の効率化、農業用機械の共同化、収益性の向上等を図る観点から、米を含んだ組織に発展していくことが重要となる。

## 6 一般企業等が農業に参入し、耕作放棄地の解消に一役

農林水産省では、耕作放棄地の解消を目指し、解消計画の策定などを推進しているが、耕作放棄地の解消方法の一つとして、農業生産法人以外の企業等による耕作放棄地の活用を進めている。

### （耕作放棄地の活用を進める特定法人貸付事業）

農地の権利取得ができる法人は、農業生産法人に限られている。しかし、特定法人貸付事業を活用することによって、農業生産法人以外の一般企業やNPO等の法人が農地を借受けする途が開かれている。

具体的には、市町村が市町村基本構想に事業実施区域を定め、市町村又は農地保有合理化法人が農地の権利取得をした後に、地域農業との融和を図る観点から、市町村等が協定を結んだ上で農地を貸し付けることとなるものである。

この事業の導入に当たっては、農林水産省として支援策を措置しており、企業等農業参入支援推進事業（参入のための条件整備等）、企業等農業参入支援加速リース事業（農業用機械・施設の整備）などの事業を活用することで、参入法人の初期投資の軽減を図ることが可能となっている。

なお、九州では、平成20年3月現在で42の企業・NPOがこの事業を活用し、耕作放棄地等を借り受けている（動向編第4章1（4）参照）。

### 【特定法人貸付事業を活用した取組（熊本県天草市）】

天草市では、農業者の高齢化の進展と相まって、急峻な地形にある樹園地の遊休化が進み、復元が困難な耕作放棄地も見受けられるようになってきた。

このため、同市では、農外の一般企業等の農業参入による耕作放棄地の解消と担い手の確保のために平成19年度から特定法人貸付事業の導入に取り組んでいる。

現在、同市に株式会社エスアールビーとNPO法人グリーンライフあまくさの2法人が参入し、耕作放棄地をはじめ約5haの農地を借り入れている。

エスアールビー社は、自社製品（特殊肥料、化粧品等）の原料となるステビア草の栽培に取り組み、必要な労働力や農業機械は地元から雇用・借入れするなど地域の農業と密接な関係を築くなど、地域農業の振興に貢献している。

また、NPO法人グリーンライフあまくさは、18年に、行政、地元経済界、大学等の連携により、耕作放棄地等の復元・保全及び農村の活性化を目的として設立された法人で、耕作放棄地等を都市住民の農業体験の場や自給的な田舎暮らしの場として提供している。



だいこんの収穫作業の様子  
（NPO法人グリーンライフあまくさ）

## 7 諫早湾干拓地が完成、始まる新たな環境保全型農業

### （事業の経緯）

諫早湾干拓事業は、長崎県南東部に位置する諫早湾湾奥部の諫早市、雲仙市の地先に大規模で平坦な優良農地を造成し、生産性の高い農業を実現するとともに、背後低平地における高潮、洪水、常時の排水不良等に対する防災機能を強化することを目的として、昭和61年に着手した。

本事業は、諫早湾湾奥部の地先海面を延長約7kmの潮受堤防で締切り、約2,600haの調整池と約11kmの内部堤防を設け、かんがい用水が確保された約672haの農地造成を行い、平成20年3月に完了した。

新たに造成した農地については、19年8月に財団法人長崎県農業振興公社が営農希望者の募集を行い、農地面積の約1.5倍の996haの応募が寄せられた。その後、19年12月に営農予定者が決定され、20年1月から営農準備、20年4月から本格的な営農が開始されている。

### （干拓地における環境保全型農業の推進）

現在、個人農家26戸と農業生産法人16法人による営農が本格的に始まっており、20年4月22日にはレタスの初収穫・初出荷が行われた。

農業者の経営規模は、個人農家1戸当たり平均7.4ha（長崎県平均規模1.2ha）、農業生産法人1法人当たり平均29.6ha（長崎県平均規模5.1ha）であり、生産性・収益性の高い安定した農業経営が期待される。

干拓地は、耕作履歴がなく、環境への負荷を低減した農業を展開するための十分な条件を備えていることから、長崎県農業振興公社が、その優位な条件を活かすため、高い意欲と能力を有する農業者を選定し、環境と調和した先進的な農業を推進する。農業者は、長崎県知事が定めた農業生産工程管理（GAP）に取り組むとともに、営農開始後5年以内に長崎県特別栽培農産物又は有機栽培農産物の認証取得を目指すこととしている。また、長崎県では、農業者を支援するため研究部門と指導部門が一体となった「諫早湾干拓営農支援センター」を干拓地に設置し、駐在する研究員などが、営農指導や経営の相談に応じることとしている。

諫早湾干拓地では、今後、平坦・広大な干拓農地の特性を活かした21世紀の環境保全型農業のモデルとなる先進的な農業の展開が期待されている。



レタスの収穫作業



## 8 農商工連携による地域活性化

### （農林水産省と経済産業省の連携）

我が国の地域経済は、農林水産業をはじめとする地域の産業の停滞、雇用・就業機会の減少、高齢化の進展等により、「都市と地方の格差」といわれる状況が顕在化している。

こうした中で、地域の基幹産業である農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、相乗効果を発揮することによる地域経済の活性化が求められている。

農林水産省と経済産業省は省庁の枠組みを超えて、密接かつ有機的に連携し、この農商工連携による地域活性化の取組を支援することとしている。

九州地域においては、20年2月に農商工等連携関係2法案及び農商工連携に関する支援策（金融・税制・予算等）に関するブロック説明会を両省合同により開催した。

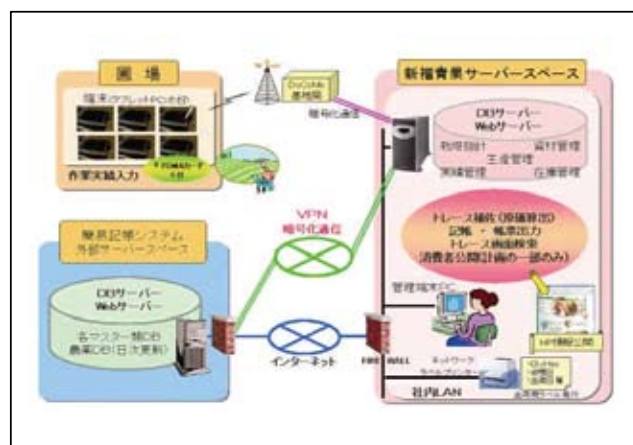
### （「農商工連携88選」の認定）

全国各地における農商工連携の様々な取組を広く紹介することにより事業者の方々の参考として頂くよう「農商工連携88選」を取りまとめ公表した。応募件数は全国240件（九州管内45件）、九州管内における認定は15件である。

宮崎県の有限会社新福青果では、150か所の直営農場を持ち、約400戸の農家と契約を行い、生協やレストラン等へ根菜類、カット野菜、冷凍加工野菜を直接販売している。また、ITを使った独自の生産管理・生産分析システム<sup>※</sup>を構築し、生産、在庫、販売等の管理を体系的に行っている。



（ほ場での生産履歴記録端末の活用の様子）



（システムの概要）

<sup>※</sup> 生産履歴記録端末で、農薬・肥料の散布量、作業量、収穫量、その他栽培記録を入力し、生産履歴、原価情報を管理する生産管理システムを構築。また、温湿度などの環境データを自動取得し、生産履歴、原価情報と組み合わせ総合的に生産分析し、科学的に農業生産を支援することが可能。

## 9 九州ブランド農産物を世界へ

### （九州管内の関係機関等が連携した取組）

平成20年2月管内初の取組として、九州管内の農産物、水産物及び食品等の輸出を希望する事業者等を一堂に会した「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を、農林水産省、九州農政局及び九州農林水産物等輸出促進ネットワーク※<sup>1</sup>主催により熊本市において開催した。



セミナー会場の様子

このイベントでは、セミナーによる農林水産物・食品の輸出に関する知識や対象国の市場情報の提供等を通じた輸出への意欲喚起を促すとともに、海外バイヤー等に対して輸出しようとする製品の展示紹介及び商談会等を行い、輸出意欲のある生産者等の具体的な輸出に向けた取引を支援した。



輸出製品の展示紹介の様子



商談の様子

### （九州管内のJAグループが連携した取組（九州沖縄農業経済推進機構））

20年2月に九州沖縄農業経済推進機構※<sup>2</sup>とシンガポールの日系デパートと連携して開催された「九州収穫祭」において、九州産農産物統一マークの作成と各県の農産物へのマーク表示により、九州産農産物の認知度の向上に取り組んだ。



統一マーク「JAPAN KYUSHU」

※<sup>1</sup> 九州農林水産物等輸出促進ネットワークとは、九州管内の農林水産物の輸出業務に携わっている関係機関（国の地方機関、県、JA等、漁連、森連等）の相互連携を図るための組織。

※<sup>2</sup> 九州・沖縄8県のJA中央会・連合会からなる組織（平成16年12月18日設立）。

## 10 使用済みてんぷら油で走行！

### 「ぐるっと九州エコキャラバン」

平成19年度の新規事業「地域バイオマス発見活用促進事業」により、より多くの人が地域のバイオマスの利活用を推進していく気運を盛り上げるため、バイオ・ディーゼル燃料（BDF）で走るトラックで九州7県を廻る「ぐるっと九州エコキャラバン」を実施した。

ミュージシャン、ドライバー、BDF精製技術者で構成したキャラバン隊は、10トンと4トントラック、ワゴン車にBDF精製装置とバイオマス関連グッズを乗せ、10月16日に熊本合同庁舎で出発式を行い、11月18日までの約1か月間の旅をスタートさせた。



出発の様子（熊本市）

訪れた各地で使用済みてんぷら油の提供を受けながら、BDF発電でのエコライブやクイズでバイオマスの普及啓発を行い、楽しみながら「バイオマス」という言葉を身近に感じてもらった。

来場者からは、「使用済みのてんぷら油が燃料になるの？」という驚きの声や、「いつもの排気ガスと違って、嫌な臭いがしない」、「自宅の近くにも、廃食用油の回収場所があればいいのに」などの声が多数寄せられ、これまでバイオマスにあまり関心のなかった一般の方々への普及啓発に効果を発揮した。エコキャラバンで走った距離は1,610km、BDFの原料は、九州各地の23会場の約4千人から提供された使用済みてんぷら油は、ドラム缶7.5本分相当の1,500リットルにのぼった。



集まったてんぷら油



エコライブ実演中



東国原宮崎県知事も参加

このエコキャラバンにテレビ取材班が一部同行し、12月23日の熊本県を皮切りに、九州7県でテレビ放送された。